



～「後継ぎ遺贈型受益者連続型信託」の活用～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



正しい遺言書を作成することで、ほとんどのケースにおいて円満な相続を行うことができます。

ですが遺言書の効果にも限界があります。遺言では自分の死後の次の相続(二次相続)での財産の承継者までは指定することはできません。民事信託(家族信託)の仕組みを活用すれば、二次相続での財産承継者も指定することが可能となります。

◆遺言の限界について

ご自身の希望が、「自分が死後全財産を妻に相続させ、次に妻が死亡したときには、長男にその財産を引き継がせたい。」というとき、このような内容の遺言書に記載しても無効となります。自分が死後したときの財産の承継者を指定することはできますが、その後の二次相続まで指定はできません。「自分が死後全財産を妻へ」という部分は法的に有効ですが、「妻が死後したときには、長男へ」というのは無効となります。妻が誰に相続させるかは妻の自由であり、これが遺言の限界といえます。妻が「自分が死後したときは全財産を長男へ」という遺言書を残せば、全財産を長男に承継することができます。しかし、妻に強要はできませんし、ご自身の死後に妻や他の相続人からの要望により、遺言の内容が変更されることも考えられます。

子供がおられない場合で「先祖からの財産は、自分が死後全財産を妻へ。その後に妻が死後したときは、妻の兄弟ではなく、自分の兄弟や甥姪に相続してもらいたい。」であるとか、再婚されている方の場合で「自分が死後後妻へ、次に後妻が死後したときは先妻との間の子が相続してほしい。」というケースも同様です。

◆民事信託(家族信託)の活用

信託とは、『委託者(財産の所有者)が、受託者(財産管理を行う人)に財産を預け(信じて託して)、受託者がその財産の管理等を行い、その財産から生じる利益は受益者のもの。』とする仕組み(契約)です。

委託者:財産の所有者であり、財産を預ける人
受託者:財産を管理・運用・処分する人であり、財産を預かる人
受益者:財産の管理・運用・処分によって生じた利益を受け取る人

信託銀行等が受託者になるのではなく、親族間での信託を民事信託(家族信託)といいます。民事信託(家族信託)のなかでも、「受益者が死後したときに、次の受益者が指定されている信託」のことを、後継ぎ遺贈型受益者連続信託といいます。この仕組みを活用すれば、二次相続の財産承継者の指定も可能となります。

具体的には、

ご自分の財産を信託財産として『委託者:自分、受託者:長男、受益者:自分』とする信託契約を長男(受託者)と締結します。

- ご自身が生存中は、受益者はご自身なので信託財産からの利益(家賃収入など)はご自身が受取ります。
- そして自分の死後受益者には、妻がなるように指定しておきます。
- 受益者である妻は、受託者である長男から信託財産からの利益を受取ることができます、老後の生活費等に充てることができます。
- 次に、妻が死後したときには、この信託契約を終了させて信託財産(残余財産)は全て長男に承継される。

という内容をあらかじめ信託契約において取り決めておきます。

このようにしておくことで実質的に二次相続での財産承継者を指定することができます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp